



令和8年度

電動アシスト自転車等(暑熱対策物品)購入費用助成事業の申請の流れ


申請手続きの流れ

注:提出書類が昨年度と異なります(見積等は不要)


①区へ申請書を提出する
補助金申請システム(jGrants)から、申請書等を提出。

令和8年9月30日〆切

〈提出物〉
・交付申請書
・事業計画書
・介護給付費等支払決定内訳書(令和8年4月~9月までのいずれか)



②決定通知書の受領
区からシステム内発送する「交付可否決定通知書」を確認してください。
※記載の金額は交付金額の上限です。実績報告に応じて減額されます。



※物品の購入前に必ず助成対象となる物品をHPでご確認ください!

③自転車等を購入する
※①の申請前に購入した自転車等であっても、**令和8年4月1日以降**に購入したものであれば、助成の対象になります。




注:助成対象外物品が含まれる場合は減額されます。

④区へ実績報告書を提出する
①~③の後、補助金申請システム(jGrants)から実績報告書等を提出。

令和8年12月25日〆切

〈提出物〉
・実績報告書
・実績内訳書
・カタログ等(商品の詳細がわかる書類)
・領収書等(購入実績がわかる書類)




⑤交付額確定通知書の受領
※確定通知書に記載の金額が実際に交付される金額になります。



⑥区へ助成金請求書を提出する
⑤の後、補助金申請システム(jGrants)から「助成金請求書」を提出。

令和9年2月26日〆切

〈提出物〉
・請求書
・口座振込依頼書兼登録申請書
・口座の写し



⑦助成金の交付



申請時の注意

- ◆**電動アシスト自転車及びその付属品の助成**は、令和7年度に申請を行った事業所は、原則申請できません。(例外等の詳細はHPをご確認ください)
- ◆**暑熱対策物品の助成**は、令和7年度の申請有無に関わらず、どの事業所も申請可能です。
- ◆申請は法人単位で、1法人につき1回の申請まで可能です。**(暑熱対策物品も同時申請)**
※電動アシスト自転車等の申請後、別途暑熱対策物品の申請をすることはできません。
- ◆窓口や郵送による申請は受け付けておりません。

助成対象等の詳細は区のホームページへ

世田谷区 電動アシスト自転車(ページID:25883)

検索

問い合わせ先

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課(補助金受付窓口)
TEL 03-5539-3244
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

